

〔別紙1〕

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

(知事が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充
当する国の補助金の交付を申請してから当該交付決定を受
けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日まで)

※交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始 → 着手届提出

○(国)産地生産基盤パワーアップ事業実施要領等に基づき、必要に応じて着手届等
の書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払い完了等をいう。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内または交付決定
を受けた年度の翌年度の4月1日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○提出書類:実績報告書及び収支決算書、4者以上の見積をしたことが確認できる書類、出来高設計
書、位置図、完成写真、事業費が確認できる書類(領収書、売買契約書の写し等)等

○支払時期:実績報告後に必要に応じて県が現地調査を行い、県は補助金額の確定を通知する。
確定通知後、事業実施年度の翌年度の5月31日の出納閉鎖日までに支払う。

資料提出・問い合わせ先

所轄の県事務所:東部農林事務所、八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、
日野振興センターの各農(林)業振興課(室)

県庁生産振興課:園芸振興担当(TEL:0857-26-7272、FAX:0857-26-8497)